動物看護総合実習に関する協定書

〇〇〇〇〇〇専門学校校長　〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の学生（以下「学生」という。）のうち、動物看護総合実習を行う者（以下、「実習学生」という。）が乙における動物看護総合実習（以下、「企業実習」という。）を行うにあたり、下記のとおり協定書を締結する。

記

（目的）

第１条

（１）動物病院での実際の動物看護業務を体験型実習、補助型実習、実務型実習の３段階で体験し、学内で身に付けた知識や技術を総合的に実践することを目的とする。

（基本的役割）

第２条

（１）乙は、実習学生を受け入れるにあたり、動物看護業務において必要となる実践的かつ専門的な能力を修得するための能力を持った従業員（以下「実習指導者」という。）を充て教育及び指導を行う。

（２）甲及び乙は、事前に協議し、企業実習の時間（原則1日8時間）、到達目標の設定や実施内容等を決定する。

（３）乙は、第1条に基づき実習学生個々の企業実習評価を行う。

（４）甲は、教務会議において実習企業及び実習学生を決定し、実習企業に対し該当学生の動物看護総合実習申込書や学生個人票、誓約書などの企業実習に関わる書類を動物看護総合実習評価指標に基づき提出する。

（５）甲は、実習学生が乙の就業規則及び実習指導者の指導を順守するよう指導を行う。

（６）甲は、企業実習期間中の実習学生の企業実習に関わる事項以外の生活等について指導し、乙は企業実習に関わる事項以外の責任は負わない。

（７）実習学生と乙は、人権に配慮しお互いに尊重し合うこと。

（保険）

第３条

（１）甲は、企業実習中の事故等により、実習学生が障害を負った場合又は実習学生が乙の従業員もしくは第三者へ損害を与えた場合に備え、実習学生にインターンシップ実習保険等への加入をさせなければならない。

（機密保持）

第４条

（１）実習学生は、実習期間中に知り得た乙および乙の従業員並びに顧客に関する情報について乙の承認を得ずに第三者に一切開示、漏洩してはならない。

（２）乙及び乙の従業員は、実習中に知り得た実習学生に関する情報について実習学生の承認を得ずに第三者に一切開示、漏洩してはならない。

（３）上項についての開示禁止期間については、甲乙の協議の上で決定する。ただし、その間に公知となった場合は、この限りでない。

（有効期間）

第５条

（１）本契約の有効期間は、令和〇〇年４月１日から令和〇〇年３月３１日までの１年間とする。但し、期間満了の１か月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、同一条件をもって１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定書の解釈）

第６条

（１）乙は、甲又は実習生がこの協定書の重要な約定に違反したときは**、**この協定書を解除することができる。当該解除の効力は解除通知が甲に到達した日から生ずる。

（２）甲は、乙がこの協定書の重要な約定に違反したときは**、**この協定書を解除することができる。当該解除の効力は解除通知が甲に到達した日から生ずる。

（３）本協定書に定めなき事項又は疑義ある事項については、甲乙誠実に協議して決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成の上、甲乙双方が記名捺印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲：　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇

学校法人〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇専門学校

校長　〇〇〇〇〇〇〇印

乙：　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇

〇〇〇〇動物病院

代表者　〇〇〇〇〇〇印